

高岡地区広域圏事務組合告示第2号

手数料の徴収の事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月22日

高岡地区広域圏事務組合理事長 高 橋 正 樹

1 徴収の事務を委託する手数料

高岡地区広域圏事務組合が処理する家庭系一般廃棄物のうち高岡市、氷見市及び小矢部市が収集する燃やせるごみの焼却に係る手数料

2 徴収の事務を行うもの

高岡市波岡25番地

多田薬品工業株式会社 代表取締役社長 多田 誠一郎

氷見市地蔵町5番28号

朝日運送有限会社 代表取締役社長 池 田 信 彦

小矢部市今石動町1丁目3番27号

インダ産業株式会社 代表取締役 石 田 栄 吉

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで